



◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



全国労働安全衛生センターが厚生労働省交渉を行った
3/30 衆議院第一議員会館

82号目次

- ☆ 全国労働安全衛生センターの厚生労働省交渉 P2~P3
- ★ 長野県で初の患者と家族の交流会を開催 P3~P4
- ☆ 福井市でのアスベスト相談会実施と甲信越地方でのアスベスト労災の認定 P4~P5
- ★ 造船労働者の石綿肺がん労災不支給訴訟 大阪高裁で遺族が逆転勝訴 P5~P6
- ☆ 第7回日韓参加型産業安全保健ワークショップ in 水俣 P6~P7
- ★ 鳥羽の大工が脳損傷・労災再発裁判を提起 P8
- ☆ 入管の収容施設のこと、聞いたことがありますか？ P9~P10
- ★ ……「五蘊」と「五感」と「生きる」ということ…… P11
- ☆ 杉浦裕先生を偲ぶ P12
- ★ 事務局からのお知らせ P12~P14

☆全国労働安全衛生センターの厚生労働省交渉



全国の労働災害の問題に取り組む安全センターや労職研が参加している「全国労働安全衛生センター連絡会議（以下、全国センター）」は毎年厚生労働省交渉を行なっています。今年は3月30日（水）に衆議院第一議員会館で行われました。

厚労省交渉では毎回、労働安全衛生・労災補償に関する多くの要望が各センターから出されます。今年も多くの要望が提出され午後1時から午後5時まで意見交換を行いました。交渉に出席してくる厚労省職員は年齢の若い係長クラスが多く、交代もあるためいつまで経っても経験の浅い職員とやり取りせざるを得ないのが問題と言う指摘が神奈川労災職業病センターからあがっています。本稿では厚労省交渉で行われた議論の一部をご紹介します。



厚労省交渉

昨年9月以降、30年間保存しなければならない石綿関連文書の誤廃棄問題が大阪、京都、東京の労働局で発覚しました。その後、全国の労働局で誤廃棄が起きていることが分かってきました。この日の交渉で担当者は厚労省が把握している全国の誤廃棄された文書は21837件ということで、復元するのは困難で現存する他の文章で情報開示請求があった場合等は対応するというものでした。全国センター側からは、労災補償の調査復命書については請求人等が保存している文書を請求人に提供してもらうなどで復元は可能なのではないか、建築工事、建築物解体作業の作業届などは提供元の事業者から保存文書を提供してもらうなどで復元してはどうかという提案をしましたが、厚労省から明確な回答はありませんでした。全国センターはこのことについて再回答を求めています。

中皮腫の患者さんの労災保険の移送費については、住んでいる所の近くに専門医療機関がない患者さんも多いため、クボタショック以降、距離にかかわらず原則として移送費を支給する取り扱いがなされてきましたが（平成17年補償課長通達、平成21年事務連絡）、最近、厚労省が「居住地の最寄りの病院への通院のみ移送費を支給し、よりよい中皮腫の治療を受ける為、最寄りの医療機関でなく遠方の医療機関を選択し通院した場合の移送費が不支給になる事例が多く発生していることから、このことについての追及も行われました。全国センター側は「中皮腫の手術は執刀する外科医によって同じ型の手術でもその質は違ってくる。余命が半年、一年と宣告されている患者さんにとっては最寄りの医療機関で医療を受けることが重要なのではなく、遠方でもよりよい治療を受けることが出来る医療機関に行くことが重要。そのことを認識して欲しい」と距離にかかわらず移送費を支給することを求めました。

厚労省が毎年行っている「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」の公表について、石綿ばく露作業内容も詳しく発表することを要望したことについては、これ以上細かい発表は考えていないと担当者は全く取り合わない態度でした。

大阪労働局、愛知労働局管内では精神障害の労災認定数が労災保険請求件数に対して非常に少ない状況です。このことについて安全センターは、何が原因で労災認定数が少ないか知りたい。厚労省はデータをもっているのだから詳しく分析して教えて欲しい。現状では監督署の審査が厳しいだけなのか、他に原因があるのか何も原因が分からないと現状分析を行い、公表することを求めました。

昨年10月、福島第1原発で働いた労働者が発症した白血病を厚労省が労災認定し、報道発表した際、「労災認定されたことをもって、科学的に被ばくと健康影響の因果関係が証明されたものではない」と記者会見資料にわざわざ書き、「がんに対する約100ミリシーベルトの低線量の被ばくは他の要因に隠れてしまうほど小さく、健康リスクの明らかな増加を証明することは国際的に認識されている」と白血病とは無関係な全てのがんの発生リスクと低線量被ばくについて述べ、業務との相当因果関係があり白血病を労災認定したと言わずはぐらかし、報道機関に誤った認識を流布させたことについての過ちを認め、撤回することも求めましたが、具体的な回答を得ることはできませんでした。

全国センターは今後も厚労省交渉を続け、粘り強く要求を行なっています。

(成田 博厚)

★長野県で初の患者と家族の交流会を開催



2月21日(日)に長野県労働会館で患者と家族の交流会と相談会・ホットラインを行いました。患者と家族の会が長野県内で交流会を開催するのは初めてでした。交流会では参加者全員で今後、アスベスト被害を受けた患者・家族の支援を強化する為、長野支部結成に向けて準備を進める方針を確認しました。

交流会には建設関係の仕事をしていたお連れ合いを中皮腫で亡くした会員の女性と息子さん、20代の時に働いていた工場で石綿にばく露し中皮腫を発症した母親の看病を続けている男性、ニチアスの関係会社で保温材製造に従事し、クボタショックの年に石綿を扱った経験のないお連れ合いを中皮腫で亡くした男性、国鉄長野工場で長年働き石綿健康管理手帳を取得した男性、鉄道車両の修理の仕事をしていて40代で中皮腫を発症し亡くなった同僚を持つ国労組合員、国鉄に勤めていた父親が中皮腫になり労災の手続きをした経験を持つ現役のJR貨物の運転手の男性と長野県アスベスト対策センター準備会の代表で信州大名誉教授の鶴飼照喜先生、県労組会議の関係者等14人が出席しました。交流会では全員が自己紹介と意見交換を行ったり、患者と家族の会について説明を受けたりしました。



交流会の冒頭、患者と家族の会相談役の古谷杉郎さんに「アスベスト被害の過去と現在」と題して、クボタショックから現在までのアスベスト被害の状況を俯瞰する内容の講演を行

っていただきました。講演会では古谷さんが、仕事でアスベストを吸い込み、アスベスト関連疾患を発症した患者さんが、情報不足などが原因で労災保険の請求手続きをせず、環境省の石綿救済制度への申請のみする問題、相当数の労災事案が石綿救済制度に紛れ込んでいる問題についての話をしている最中に、取材をしていた信濃毎日新聞社の若い男性記者に「この問題、ちゃんと書いといてね」と声をかける一幕もありました。

この日は相談会とホットラインも行いましたが、ホットラインには白アリ駆除業をされていて中皮腫を発症した男性から相談があったり、相談会には船の機関士をしていた父親が石綿肺で亡くなったという男性が相談に訪れたりしていました。この日、4件の相談がありました。相談会には、神奈川労災職業病センターの鈴木江郎さんが応援に来てくださいました。

(成田 博厚)

☆福井市でのアスベスト相談会実施と甲信越地方でのアスベスト労災の認定

福井市の地域交流プラザアオッサで4月2日(土)、アスベスト相談会を行いました。主催は中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北陸支部でした。事務局の成田も相談係として参加し、戦時中、鉄道会社で蒸気機関車の組み立ての仕事に携わり、現在、中皮腫で療養中の男性の相談を受けました。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は2010年度よりこれまで、支部の無い地域での活動の活性化を目指し全国各地で多くのアスベスト相談会や患者・家族の集いを開催してきました。2010年度から2014年度は旧松尾鉱山被害者の会が公害被害者運動のための事業助成を目的として設立した「松尾基金」から合計900万円の助成をいただき事業を行いました。松尾基金の助成終了後も各地の安全センターからの資金拠出等で事業を継続しています。北陸支部はこういった取り組みの中、2014年4月に設立されました。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会東海支部と労職研もこの患者・家族の会の支部の無い地域での活動に参加してきておりこれまで、山梨、長野、新潟、静岡などで相談会を開催してきました。相談会の結果、山梨県で2件、新潟県で2件、長野県で1件の事案を労災認定につなげることができました。山梨では2012年に胸膜中皮腫で亡くなった大工さんの労災が認められ、新潟では2002年に石綿肺がんで亡くなった鋳物工場労働者の労災と中皮腫で療養中の建具職人さんの労災が認定されました。長野では1951年から1957年まで工場で働いたことで中皮腫を発症した女性の労災が認められました。山梨のケースは60代だった被災者が中卒後から30歳まで働いた、今は無い工務店での従事歴を調べるのに苦労しましたし、新潟のケースは2002年当時の医学的資料の収集や、当時の同僚からの聞き取りに苦労しました。建具職人さんのケースはこの男性が団地、学校などの公共工事に入りし、そこで石綿ばく露していたことを調べ労基署に主張しました。長野のケースは最初の聞き取りでは被災者が工業用ミシンの針に刻印をする仕事をしていたことが分かっ



相談会開催前に福井県庁で記者会見を行った 3/18

ただで、どこで石綿ばく露したのか分からなかったのですが、複数回お話をする中で、被災者が針の強度を上げるために行う焼き入れの部署のすぐそばで作業をしていたことが分かり、そのことを会社に確認するなどして認定につなげることができました。

アスベスト関連疾患の患者さんはこれから増えていきますので、各地で患者に出会い支援する活動を今後も地道に続けようと考えています。

(成田 博厚)

★造船労働者の石綿肺がん労災不支給訴訟 大阪高裁で遺族が逆転勝訴

アスベスト（石綿）の漂う造船所で船体組み立て職として25年間働き、2003年に肺がんで亡くなった夫、丸本佐開さん（当時66歳）の労災認定を妻の丸本津枝美さんが国に求めた裁判の控訴審判決が1月28日に大阪高裁でありました。石井寛明裁判長は原告の訴えを棄却した神戸地裁の一審を取り消し、丸本さんの労災を認める判決を言い渡しました。この裁判は最初、2008年10月に神戸地裁に提訴されましたが棄却され、高裁での審理が続いていました。判決翌日の新聞は「裁判所の正義を見た思い。10年は長かった」、「多くの被害者や家族の思いが届いた」と津枝美さんのコメントを報じました。津枝美さんは学校アスベスト裁判を闘っている宇田川かほるさんに、次はあなたの番と裁判勝訴を祈念した千羽鶴を渡してくださっています。

丸本佐開さんは1967年に川崎重工業神戸工場（現川崎造船）に入社し、1994年まで建造中の船内で鉄板の切断や溶接などの作業に従事し石綿布等も使用していました。退職後の2002年6月に肺がんを発症、余命10ヶ月と宣告され症状に苦しみながら2003年3月2日に亡くなりました。2005年に妻の津枝美さんが神戸東労働基準監督署に労災保険の遺族補償給付の請求（申請）をしたところ翌年、「石綿にさらされた医学的根拠に乏しい」という理由で労災不認定（不支給）の決定が下されました。「喫煙歴がなく長年、アスベストにさらされる職場で働いていたのに労災認定されないのは不当」として津枝美さんは2008年、国を相手取り労災不認定取り消しを求めて神戸地裁に提訴しました。

石綿肺がんの労災認定基準の一つに、「胸膜プラークがあり、10年以上の石綿ばく露作業従事期間」という項目がありますが、控訴審では、亡くなった丸本佐開さんの肺内に胸膜プラークが有ったか否かが争点になりました。胸膜プラーク（胸膜肥厚班）というのは、肺を覆う胸膜にいくつも出現する白い板状の肥厚で、それ自体は治療の必要がありませんが、石綿ばく露によってのみ生じる所見です。一審の神戸地裁では胸膜プラーク無しと判断され原告の訴えが斥けられました。佐開さんが亡くなったとき、解剖は行われておらず、この裁判では残された画像のみでプラークの有無を判断しなければなりませんでしたが、医師2人が「プラーク無し」、医師3人が「プラーク有り」という意見を出していました。胸膜プラークはアスベストを吸引した人全てに生じる所見でなく、医師によって見立てが違ふことがあります。今回の大阪高裁判決は、「（丸本佐開さんに）胸膜プラークが存在していたと認めることはできないものの、胸膜プラークが存在する相当程度の可能性があることまで否定することはできない」としたうえで、「（丸本さんが）24年以上の長期間にわたって、日常的に間接的な石綿ばく露を受け続けていたことに加え、直接に石綿を取り扱う作業にも従事していた。ばく露が被災者と同等又は少ない者も含め、同時期に同じ工場に就労していた多くの従業員らが石綿関連疾患を発症し労災認定を受けていること等の事情に照らせば、被災者が受

けた石綿ばく露は肺内に胸膜プラークを形成するのに十分な程度に至っていたと認めるのが相当」とし、労働実態のみで丸本さんの肺がん発症が石綿労災によるものであることを認めました。実際、丸本さんの働いていた造船所では工場内診療所の看護師さんが中皮腫で死亡したり、佐開さんと同じ課の労働者が石綿関連疾患で労災認定を受けていたりしました。厚生労働省の石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表によると、川崎重工業(株)神戸工場ではこれまでに石綿肺がん18件、中皮腫31件、良性石綿胸水2件、びまん性胸膜肥厚5件が労災認定されています。この訴訟を担当した位田浩弁護士は「医学的知見だけでなく、労働実態を考慮した判断。実質的に労災認定の基準を広げてくれた」と記者会見でコメントしています。

石綿肺がんと中皮腫の比は、国際的には概ね「中皮腫1に対して肺がん2」とされています。ところが、労災認定状況を見ると、中皮腫の労災認定の方が多くなっています。平成26年度の石綿肺がんの労災認定件数は391件で中皮腫は529件でした。こうしたことの原因は、石綿肺がんの認定基準がいまだに、アスベストばく露歴よりも胸膜プラークの有無や肺内に一定本数以上の石綿小体があること等、病変や数値を偏重した基準になっていることがあります。これまでに全国で肺内の石綿小体数が労災認定基準で定められた本数に満たない等の理由で労災不認定となり訴訟となった事案のうち、丸本訴訟判決を含め9件の行政訴訟全てで国の労災不支給処分が取り消しとなっていますが、厚生労働省は石綿肺がんの労災認定基準の見直しをしようとはしていません。

(成田 博厚)

☆ 第7回日韓参加型産業安全保健ワークショップ in 水俣



2月11日から13日にかけて熊本県水俣市で第7回日韓参加型産業安全保健ワークショップが行われました。このワークショップは日本と韓国の産業安全保健分野における参加型対策指向トレーニングに関する経験を交流することと、日韓参加者の協働で訪問した企業に合った新しいトレーニングキットを開発することを目的に毎年、日本、韓国の会場交互で開催しています。今年も日本開催でワークショップの会場は熊本学園大学水俣学現地研究センターでした。

11日の午後、韓国からの参加者16名と日本からの参加者14名が合流し、水俣病資料館を訪れ、資料館の語り部、胎児性水俣病患者の永本賢二さんのお話をうかがいました。永本さんのお父さんは水俣病の原因企業、チッソの工場で働きながら漁業をしていた方で、息子の賢二さんが水俣病患者となったことで会社との狭間に立ち、息子の病気を認めてもらおうと会社に向けあたりりましたが、賢二さんが小学5年生の時に亡くなりました。賢二さんはチッソ専用港のクレーンを見ると父親を思い出し、励ましにしていたということや、学校で鉛筆を買うときなども「補償金でなんでも買えてよいな」などと言われるのが嫌だったと差別された経験を語ってくれました。養護学校卒業後は瓦屋に勤め、働



見学に行った田中商店のビンのリサイクル工場

けた永本さんですが、水俣病の症状は年々ひどくなっており現在は車椅子を使用しているということでした。水俣病の最初の認定患者が出てから60年になります。国は3千人あまりの患者を認定しましたが、いまだに2千人あまりの認定を待つ患者さんがおり、国やチッソへの損害賠償裁判も続き被害全容がつかめない状況です。永本さんの話を聞いていて、私は工場からのアスベスト公害が問題になっている岐阜羽島で出会った人々のことも思い出しました。

12日は午前中にアクションチェックリストの演習と良好事例と改善提案をするための事例を集めるため、水俣市内の(株)田中商店を訪問しました。田中商店は使用済みの焼酎びんなどを洗浄してリサイクルしたり、使用済みのびんを利用したガラス工芸品を作ったりしている会社です。びんを洗浄するラインなど工場施設を見学後、田中商店の専務さんの前で「工場内の分別の表示が良い」、「段差部分に鉄板が敷いてあるのが良い」などの良好事例と、「工場内で動くフォークリフトと労働者が接触しないよう、通路を分ける表示が必要」などの改善提案が発表されました。



ビンに傷がないかチェックする工程



ワークショップ

昼食後、大原記念労働科学研究所の小木和孝さんによる「参加型職場環境改善を容易化するヒント」という講演が行われ、参加型職場環境改善活動では活動を導くファシリテーターの役割が重要で、常にポジティブに良い解決策事例を横に広げる提案と実施を援助すること、職場ごとの小集団討議をもとにステップバイステップに改善していくことが大切とお話されました。小木さんの講演後は4グループに分かれ、「保管と運搬」、「ワークステーションと機械の安全」、「作業場環境」、「働きやすいチーム作業と環境保護」の各領域についてのパフォーマンスを交えたプレゼンテ

ーションの準備を行いました、

13日午前には各チームがパフォーマンスとプレゼンテーションを行い、私の入ったグループは最初に全員で韓国人男性歌手のラップ調の音楽で踊り、全くまとまりのない様子を表現したのち、参加型活動を学びみんなが一つになるというパフォーマンスを行いました。この発表の後、アジアヘルスフォーラムが行われ、大牟田市役所での参加型労働安全衛生マネジメント等日韓双方から四つの発表が行われました。最後に今回のワークショップの反省と今後の課題について話し合い、閉会式を行いました。

新水俣駅で新幹線を待っている時、小木和孝さんに「名古屋でまた参加型のセミナーをしたいね」と言われました。名古屋での参加型職場環境改善活動の事例をもっと作っていきたいので、誰でも、いつでも、お金をかけず、簡単にできる参加型職場環境改善活動を自分の職場で試してみたいという方がいらっしゃいましたら、事務局成田がうかがいますので、ぜひ、事務局にご連絡ください。

(成田 博厚)

★鳥羽の大工が脳損傷・労災再発裁判を提起

全建総連・三重建労の小崎剛(こさき つよし)さんは、2005年12月、伊勢市内の新築工事中に崩れた足場枠の下敷きになり、業務上負傷し一時意識を失うなどしました。当初下顎骨折や脊髄損傷などとされ、2010年1月の労災障害認定では、障害第9級とされました。

小崎さんは読売新聞の記事を見て、2011年9月、東京のひらの亀戸ひまわり診療所整形外科の石橋徹医師の診察・検査を受け、泌尿器科・耳鼻科・眼科・精神科への紹介検査も総合して、外傷性脳損傷(TBI)と確定診断されました。TBIの診断根拠は、運動障害・感覚障害・神経因性膀胱・脳神経まひ・高次脳機能障害であり、これは「神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準」(2003年基準)に合致します。

外傷性脳損傷による症状・障害	
身体性機能障害	運動障害
	感覚障害
	神経因性膀胱
	脳神経まひ
器質性精神障害	高次脳機能障害

また、2003年基準の画像偏重を是正する、2013年6月18日の厚生労働省通知(2013年基準)には、国際基準であるWHOの軽度TBI(MTBI)定義が導入され、画像所見の認められない障害事案は本省協議とされています。小崎さんにTBIがあり、労災事故後に軽度の意識障害があったので、WHOの定義に沿ってTBIの原因は本件事故と考えられます。

障害認定後に病気がわかったので、労災再発請求

別件2008年6月4日の東京高裁判決は、障害認定後(労災障害一時金)、石橋医師により正確に診断された再発請求事案について、因果関係を認め監督署の不支給処分を取り消しました。障害認定後に症状が増悪し治療効果がある場合の「再発」事案以外にも、便宜再発を認めることがあるとされています(労災保険 業務災害及び通勤災害認定の理論と実際)。

そこで、小崎さんは2013年3月、伊勢労働基準監督署に再発請求しましたが、画像所見が認められないなどとして不支給にされ、審査請求・再審査請求も同様に棄却されました。

しかし、小崎さんはTBIによる複雑多岐にわたる器質的異常のため、現場に戻り仕事できるような状態ではありません。また、TBIの病態である軸索損傷自体は顕微鏡でしか見えず、画像にうつりにくい。そのため、今年1月29日に、国を被告として東京地裁に労災不支給処分の取り消しを求め、提訴しました。(3月17日に第1回弁論、6月9日に第2回弁論)

労災隠しも

小崎原告は、元請の現場における下請の労働者なので、元請の労災を使うべきでした。

ところが、事故当時原告の症状が重かったこともあり、一人親方の特別加入で処理されてしまい、労災給付基礎日額も低額にされてしまいました。したがって、この裁判は本件事故とTBIの因果関係を認めさせるだけでなく、労災隠しをただすためのものでもあります。

(軽度外傷性脳損傷友の会 斎藤 洋太郎)

☆入管の収容施設のこと、聞いたことがありますか？



私達は、毎週火曜日に名古屋入国管理局内の収容施設に入っている外国人たちに会いに行きます。収容所と言えば、ナチによるユダヤ人の収容所や、アメリカに移住していた日本人たちが、戦争中はロッキー山脈の裾野の荒野で、周りを有刺鉄線で囲まれた掘っ建て小屋に集団収容されていたことなどを想像します。

今日、友好、多文化共生と言っても、未だ、国境を越えて定住することはたやすいことではないのです。許可無く日本に滞在しているのが見つければ、即、収容施設に送られます。名古屋入管内には、常時 150 人前後の外国人の男女が収容されています。日本に住む全ての外国人は、日本で行う活動内容に適合した在留資格を得る必要があります。ビザを持たないで入国したり（例外国を除く）、有効期限が切れたまま滞在している（オーバーステイ）状態を非正規滞在と呼んでいます。

入管ビルの5, 6階が収容場になっており、完全な密室になるように造られています。廊下には幾重にもシャッターが付いていて、担当職員以外は容易に移動もできないような構造です。部外者は入れません。面会は狭い個室でアクリル板を挟んで会話します。面会時間は1回最大 30 分迄です。

私達は、人権の監視人です。被収容者のほとんどは退去強制命令がでているものの、個々の理由から、日本に何とかして残りたいと希望しています。収容施設は、人権侵害が起こりやすい環境なのです。

当会は、以下のようなことを中心に活動しています。

- ① 面会し、問題があるとわかったら、職員に話に行って、解決に近づける。例えば、給食、医療、内部での喧嘩等々。
- ② かれらが依頼することのなかで、できることを手伝える。たとえば、弁護士の紹介、役所で書類を取ってくる。未払い賃金の交渉、日用品の買い物（100円ショップとか）等々。
- ③ 彼らの家族と連絡を取って、不安を聞き、できそうなことをアドバイスして、家族の支えになれるようにする。
- ④ 年に1回、入管と東海在日外国人支援ネットワークとの意見交換会が開かれています。活動の場が入管である当会は、積極的に参加しています。研修生問題や、人身売買、難民問題等、外国人支援に関わる諸団体が、それぞれ質問や要望を持っているので、それらをまとめて、一編の要望書にして提出し、後日入管内で意見交換会を開いて、回答、質疑応答が行われます。前回、第4回がありました。初回と比べれば、かなり意思疎通に進展を感じます。研修生問題では、担当職員が実態を積極的に聞こうとしていることが窺われました。
- ⑤ 「収容を考える」をテーマにした勉強会やシンポジウムを開きました。広く多くの人たちに外国人労働者のことを、知ってもらい、考えてもらうチャンスを提供することに努力します。

■ 最後に、最近あった“チョットいい話”を、紹介します。（Facebookの「フレンズ名

古屋」にも記載)

「救急車を呼んでくれてありがとう」・・・西アフリカから来た青年に面会した。都心部から離れた無法地帯らしきところに住んでいた彼らの家族は、賊に襲われ家を焼かれた。命の危険を感じた彼は、偽造パスポートを取得してセントレア空港に来た。チェックで引っかかり、懸命に難民を訴えて、昨年10月から名古屋入管に収容されている。

一昨日の深夜、お腹が焼けるように痛くなって、救急車で病院搬送された。今日面会したのだから、今は症状は治まっているのだろう。日本語がまだ十分でないので、同国人に通訳(同棟の被収容者)を頼んで一緒に面会していた。面会の最後に、「彼が言いたいことがあると言っている」と、通訳がいうので、私にできないことを依頼されても彼らを失望させるだけだしなー、と内心鬱になっていたら、「彼が、腹が痛くなったとき、すぐに救急車を呼んでくれて、私は助かった。入管の人に、ありがとう、感謝していると伝えてほしいと言っている」と、言った。その言葉に一瞬驚き、次に良かったと、なんだか、幸せな気持ちになった。

普通のこと、当たり前だと言え、それまでだが、職員と被収容者との良いコミュニケーションがとれたことが、うれしかった。密室に収容する側とされる側しかないのだから、コミュニケーションはギクシャクする場面が多くなります。なかなか被収容者からの感謝の言葉は聞かれないのです。

(フレンズ・あいち移住労働者と共に未来を考える会 西山 誠子)

~~~~~

■ メンバーを募集しています。興味のある方は、ご連絡ください。

「フレンズ・あいち移住労働者と共に未来を考える会」 西山誠子  
連絡先090-8076-7624



フレンズや労職研も参加する東海在日外国時支援ネットワークと名古屋入管との意見交換会が1月26日に行われました

## ★・・・「五蘊」と「五感」と「生きる」ということ・・・



人間は視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚の「五感」を体験しながら日々を生活している。どの一つを失っても日常生活は大変に不自由なものとなる。私は三年前「悪性胸膜中皮腫」を宣告され手術そして放射線治療を受けた。その直後から飲食物が受け付けられなくなり体重は激減し、最終的には味覚を失った。三年経った今も味覚は半分しか戻っていない。幸いにも残りの四感に異常がなかった為、今は手術前の生活に多少戻ってきてはいるが、身体は激痩せのまま。何を食べても味が無いから食は進まず体重は増えてこない。その結果体力は無くなり、日常生活でごく普通に行っていた事が自力ではできず、家族の介助が不可欠になった。これは心身共に辛い。



橋本 貞章さん

五感のたった一つを失っただけでこの辛さである。世の中には生まれながらにして、或いは不慮の事故などで五感の幾つかを失った方々がいる。その方々のことを思い浮かべてみると、生きる事が大変に不自由で辛いだろうと想像され、胸が裂ける。

仏教に「五蘊」という用語がある。五蘊とは、色蘊（物質要素）受蘊（感覚）想蘊（思い）行蘊（分別）識蘊（認識）の五要素からなり、それらの結び付きによって人間の存在が成り立つとする考え方である。難しく思われるかもしれないが日々生きて行く中で人間誰しもが経験している事である。一つの例として、居間でコーヒーを飲みながら新聞を読んでいると、ピンポンとインターホンが鳴った。宅配便なら、誰からかな？ 郵便屋なら、書留でも来たかな？ それとも町内会の役員が回覧板でも持ってきたのかな？ など思いを巡らせながら玄関口へと向かう。この思いを巡らす精神作用が五蘊なのである。

五蘊の中の一つでも失ってしまうと五要素の結び付きが崩れ、人間としての存在が成り立たなくなってしまう。日常生活でごく普通に行っていた事が思い出せなくなり、やがて家族の顔や名前も忘れ、自分自身が人間である事さえも認識できなくなってしまう。その一つが認知症と言われるものであり、きつい言い方をすれば人間性の崩壊である。

五感が体験的なものとするれば、五蘊は精神的なものと言える。どちらも失うと辛いものがあるが、五感よりも五蘊は「生きる」という面でははるかに辛いと言える。

仏教の最も知られた經典の「般若心経」では、「人間が生きている」という証しであるはずの五感も更に五蘊さえも、その全てが「空」とであると説いている。「空を知り、悟る」事によって初めて極楽浄土への道が開ける、とさえ説いているのである。

五感を体験し、五蘊を認識する事が、人間として「生きている証し」ではないのか。五感も五蘊さえも失って人間性を瓦解する事が、本当に極楽浄土への道なのであろうか。

もし将来極楽浄土へ行く事ができ釈迦如来に逢えたならば、是非ともこの点を尋ねてみたいと思っはいるが、まだ俗世で・・・労災認定やアスベスト疾患の啓蒙活動など・・・やり遂げなければならない事が多々残っている為、今暫くは我慢するしかない。

「悪性胸膜中皮腫」を宣告されて以来、心底におんりえど厭離穢土の気持ちが根付いてしまったが、「仄かな希望」は持ち続けていようと自らに言い聞かせている。

（中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会員 橋本 貞章）

## ☆杉浦裕先生を偲ぶ

先々代の名古屋労災職業病研究会の代表の杉浦裕先生の命日が今年もやってきた。2人の恩師杉浦裕先生と伊藤光保先生の命日は、私の使用するグーグルカレンダーで毎年表示されるように設定されている。私が杉浦医院に来たのが平成22年の4月なので早いもので、もう6年が過ぎた。最初の2年間は闘病中の杉浦先生と二人三脚で診療を引き継ぎながら行い、あとの4年間は私が院長として続けてきた。当団体も杉浦先生から伊藤先生へと代表を引き継いだ。その伊藤先生も膵臓癌となり今は亡き人になってしまった。

毎年、4月14日になると杉浦先生の墓前に立ち、今までの経過を報告する。杉浦医院のこと、名古屋労災職業病研究会のこと、笹島診療所～ささしまサポートセンターのこと、外国人医療センターのことなど、杉浦先生がつくり、育て、そして私が引き継いだ個々の活動を十分やっているか報告する。報告するといつも決まって、気取らないあの杉浦スマイルを思い出し、これからの1年もしっかりやるぞと覚悟を決める。

私の恩師二人の死を通して私が思うこと、自分の生き方として心に決めている「覚悟して生きる」という生き方である。二人とも平均寿命からすると若くして亡くなったが、私は二人からたくさんの教えを得て今日がある。これから私の人生は、あと何年あるかわからないが、その日その日を精一杯、今日できることはすべてやるくらい毎日十分に生きていこうと心に誓うのである。遠く天より私の活動を見守り、間違った方向に進みそうになるときは、杉浦スマイルで導いてください。平成28年4月14日墓前より

(代表 森 亮太)



## ★事務局からのお知らせ

### ★「クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判」傍聴のお願い

日時：5月12日(木) 14:30～

場所：名古屋地方裁判所 201号室

クレーン操作が原因で、右足に発症した筋筋膜性疼痛症候群の労災不支給決定の取消しを国に求めている裁判です。傍聴をよろしくお願い致します。

★「宇田川さんの学校アスベスト裁判」傍聴のお願い

日時：6月27日（月）14:00～

場所：名古屋地方裁判所 1103 法廷 傍聴をよろしくお願い致します。

★東海在日外国人支援ネットワークから「勉強会」のお知らせ

日時：5月21日（土）15:00～17:00

場所：全港湾（全日本港湾労働組合）名古屋支部会議室  
名古屋市港区入船 1-8-26 ☎：052-652-1421

内容：「日本に暮らす難民」

語り手：羽田野 真帆さん（名古屋難民支援室）

参加費：300円

問い合わせ：東海在日外国人支援ネットワーク（名古屋労災職業病研究会内）

★東海在日外国人支援ネットワーク総会のお知らせ

日時：6月25日（土）13:30～

場所：名城大学 天白キャンパス 共通講義棟北 102

講演：「シリアの難民問題」

明治学院大学・国際学部・准教授・平山恵先生 是非ご参加ください。

★労職研第13回総会のお知らせ

日時：6月5日（日）14:00～16:30

場所：ウインクあいち特別会議室 1308

記念講演：「職場で取り扱う有害物とリスクアセスメント」

愛知医科大学教授 柴田英治先生

是非ご参加ください。



|    |     |                     |  |                 |                                   |
|----|-----|---------------------|--|-----------------|-----------------------------------|
| 2月 |     |                     |  |                 |                                   |
|    | 1日  | 名古屋労職研事務局会議         |  | 8日              | クレーンオペレーター蒲さんの労災裁判傍聴              |
|    | 9日  | メンタルヘルス・ハラスメント対策局例会 |  | 11日<br>～<br>13日 | 第7回日韓参加型産業安全保健トレーニングワークショップ in 水俣 |
|    | 14日 | 第27回じん肺・アスベストプロジェクト |  | 21日             | 長野アスベスト被害相談会・患者と家族の交流会            |
|    | 22日 | 名古屋労職研事務局会議         |  | 23日             | 東海在日外国人支援ネットワーク会議                 |
|    | 26日 | アスベストユニオン会議         |  |                 |                                   |

|    |     |                  |  |                                            |
|----|-----|------------------|--|--------------------------------------------|
| 3月 |     |                  |  |                                            |
|    | 14日 | 名古屋労職研事務局会議      |  | 15日 東海在日外国人支援ネットワーク会議                      |
|    | 18日 | 福井アスベスト被害相談会記者レク |  | 19日 東海在日外国人支援ネットワーク第5回勉強会「日本人ムスリムが語るイスラーム」 |
|    | 24日 | 名古屋労職研事務局会議      |  | 25日 第6回六番町駅アスベスト飛散にかかる健康対策等検討会             |
|    | 30日 | 厚生労働省交渉          |  |                                            |

|    |     |                           |  |                        |
|----|-----|---------------------------|--|------------------------|
| 4月 |     |                           |  |                        |
|    | 2日  | 福井アスベスト被害相談会・患者と家族の交流会    |  | 5日 メンタルヘルス・ハラスメント対策局例会 |
|    | 7日  | 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会東海支部集い |  | 8日 アスベスト対策愛知連絡会議       |
|    | 11日 | 新潟アスベスト被害相談会記者レク          |  | 14日 名古屋労職研事務局会議        |
|    | 16日 | 新潟アスベスト被害相談会              |  | 19日 東海在日外国人支援ネットワーク会議  |
|    | 23日 | 羽島市アスベスト調査委員会             |  | 27日 宇田川さんの学校アスベスト裁判傍聴  |
|    | 28日 | 名古屋労職研事務局会議               |  |                        |

**【労職研 会費・カンパ振込先】**

郵便振替 □座番号 00860-5-96923

加入者 名古屋労災職業病研究会

**発行 名古屋労災職業病研究会**

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/

